

災害時における雇用保険制度の特別措置について

平成 28 年台風第 10 号による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、北海道労働局では、雇用保険制度について以下の特別措置を実施します。

1 雇用保険失業給付を受給中の方へ

ハローワークに来所できない場合の「失業認定日の取扱い」

雇用保険失業給付を受給している方が、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかったときは、ハローワークにお申し出ください。

2 労働者の方へ

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注）に所在する事業所で雇用される方（注）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注：現在、災害救助法の適用を受けた市町村は、帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の 20 市町村です。）

（注：雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注：災害により直接被害を受け休業止した場合が対象となります。）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

3 事業主の方へ

被災により休業を余儀なくされた雇用保険適用事業所の手続き

雇用保険の被保険者が、上記 2 の特別措置を受けるためには、事業主の手続きである「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」の提出（離職票の発行手続き）が必要です。

離職証明書「離職理由欄」の「6 その他」に、被災により事業所が休業するに至ったため一時的に解雇することを余儀なくされた旨及び当該離職者の再雇用予定年月日を明記してください。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークにご相談ください。

ハローワーク（公共職業安定所）一覧 災害救助法が適用された地域を管轄するもの

ハローワーク富良野	富良野市緑町 9 - 1	TEL 0167-23-4121
管轄...富良野市、上富良野町、中富良野町、 <u>南富良野町</u> 、占冠村		
ハローワーク帯広	帯広市西 5 条南 5 丁目 2	TEL 0155-23-8296
管轄... <u>帯広市</u> 、 <u>音更町</u> 、 <u>土幌町</u> 、 <u>上土幌町</u> 、 <u>鹿追町</u> 、 <u>新得町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>芽室町</u> 、 <u>中札内村</u> 、 <u>更別村</u> 、 <u>大樹町</u> 、 <u>広尾町</u> 、 <u>幕別町</u>		
ハローワーク池田	中川郡池田町字西 2 条 2 丁目 1 0	TEL 015-572-2561
管轄... <u>池田町</u> 、 <u>豊頃町</u> 、 <u>本別町</u> 、 <u>足寄町</u> （注）、 <u>陸別町</u> （注）、 <u>浦幌町</u>		
（注）足寄町及び陸別町に所在する雇用保険適用事業所の手続き（表面 3 の手続き）については、ハローワーク帯広で取り扱っておりますので、お間違いのないようお願いします。		

太字アンダーラインは災害救助法適用地域（平成 28 年 8 月 31 日現在）